

2. 事業者の取り組み(5/9)

＜生活物資の備蓄支援＞

- ◆ 原子力災害時に佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、当社は、食料品、飲料水、毛布(4,700名×3日分)を2017年6月に3県内の当社施設に分散して備蓄しております。
- ◆ 原子力災害が発生した場合には、各県からの要請に基づき、避難所等(30km以遠)に提供します。

(食料品、飲料水、毛布を備蓄した当社施設〔3施設〕)



	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
旧神埼営業所 (佐賀県)	30,600	20,400	3,400
旧佐世保電力所 (長崎県)	9,000	6,000	1,000
福岡支店 特殊車庫南側倉庫 (福岡県)	2,700	1,800	300
合計	42,300	28,200	4,700

※ 物資の供給については、佐賀県、長崎県、福岡県からの要請に基づき、各県に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応いたします。

2. 事業者の取り組み(6/9) <燃料補給の支援>

- ◆ 原子力災害時に、オフサイトセンター等の重要施設の電源について、配電線からの供給が見込めず、非常用発電機の燃料が尽きることが見込まれる場合に、**当社は燃料取引先を通して燃料補給を実施します。**
- ◆ 燃料取引先と原子力災害時に優先的に燃料を供給する旨の覚書を2017年3月に締結。

(燃料補給先〔40箇所〕)



(オフサイトセンター)

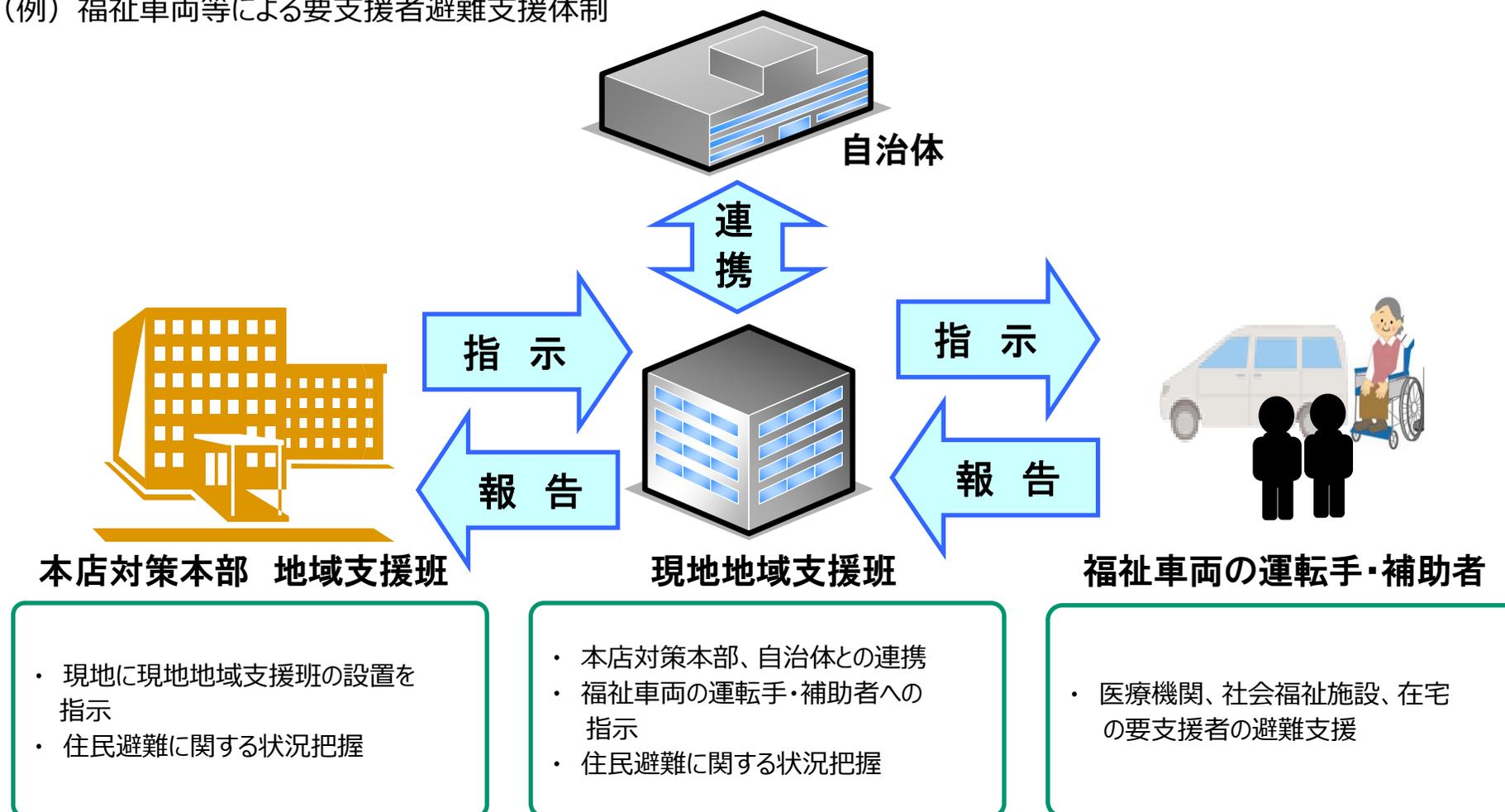


(モニタリングポスト)

2. 事業者の取り組み(7/9) <住民避難の実施体制>

◆ 原子力災害が発生した際は、本店対策本部や現地関係事業所と連携し、「被災者支援に資するチーム」を設置し、住民のみなさまの避難が必要になった場合は、自治体の指揮下において、迅速かつ的確に避難支援を行います。

(例) 福祉車両等による要支援者避難支援体制

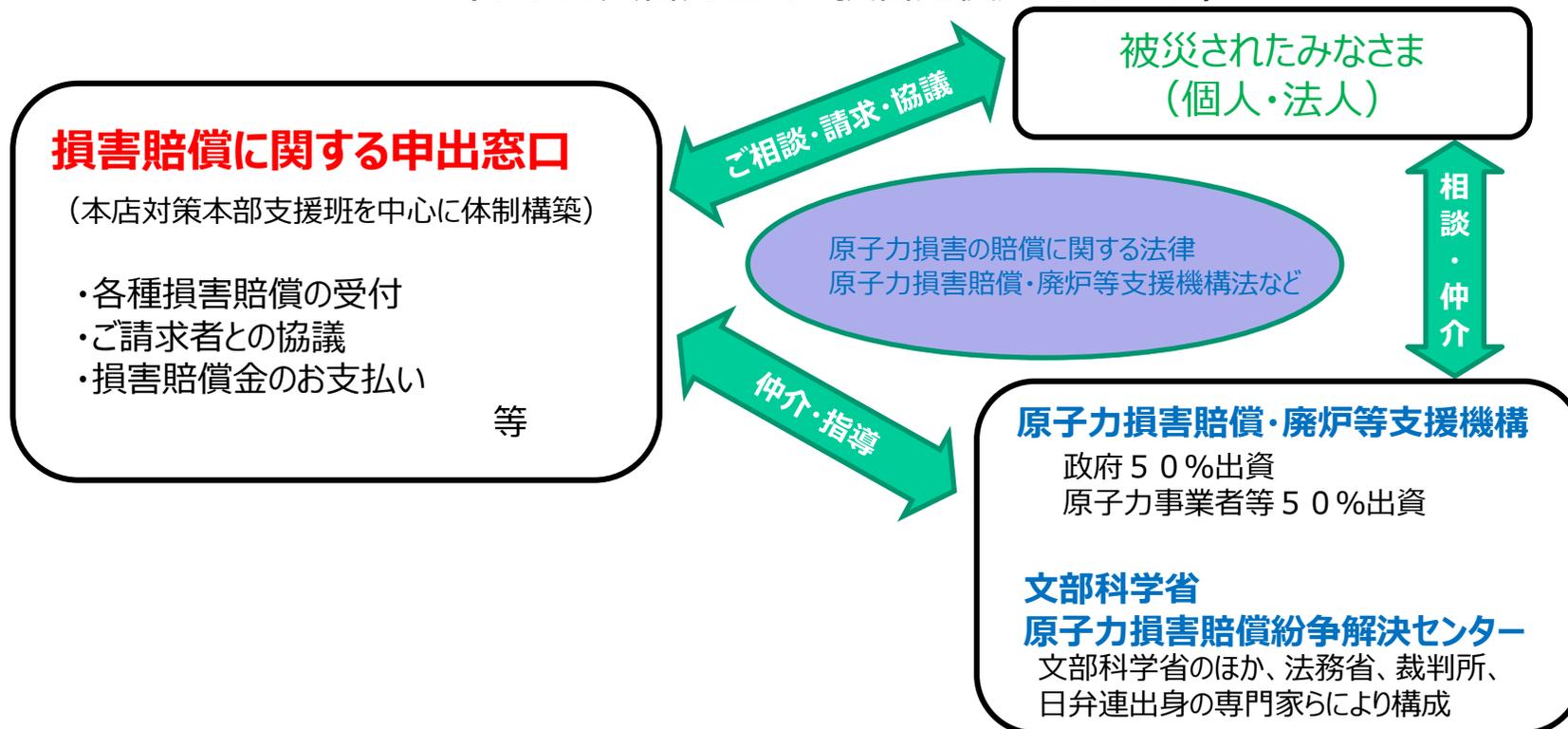


2. 事業者の取り組み(8/9)

＜住民のみなさまの相談窓口・損害賠償対応体制＞

- ◆ 原子力災害が発生した際は、直ちに当社本店内に「相談窓口」を開設し、住民のみなさまからの様々なお問合せに対して誠意を持って対応いたします。
- ◆ 損害賠償請求への対応については、原子力災害発生後、申出窓口を設置し、原子力損害の賠償に関する法律や、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針等、国の原子力損害賠償制度の枠組みの下で、適切な対応をいたします。
- ◆ 原子力災害が発生した場合に損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針」を作成し、当社ホームページにて公表しております。

(原子力災害発生時の損害賠償対応イメージ)



2. 事業者の取り組み(9/9)

<玄海地点の自治体の避難計画に対する支援体制の強化>

当社は、玄海地点における「自治体の避難計画に対する支援体制の強化」について、以下のとおり実施しています。

(1) PAZ内の要支援者等に対する避難支援の実効性の向上

- 「社員の避難支援スキル向上」については、専門家(作業療法士)による移動介助に関する研修・福祉車両の操作訓練を継続的に実施しています。
- 「PAZ内の山間部にお住まいの高齢者の避難支援」については、自治体と協議の上、対応体制を整備しました。

(2) 福祉車両の追加配備

- 当社は、当社事業所及び玄海町、唐津市、松浦市鷹島の社会福祉施設等に要支援者避難用として福祉車両(社有車)を20台配備しました。また、自主的な取り組みとして、更に迅速な避難が可能となるよう、2019年2月までにUPZ内の自治体等へ福祉車両44台を追加配備(譲渡)しました。

(3) PAZ内及びPAZに準ずる地域・住民の避難道路へのアクセス道路等の改善支援

- 玄海原子力発電所周辺の住民のみなさまが、より安全かつスムーズに避難できるよう、お住まいの地区から避難道路に繋がるアクセス道路等の改善工事の支援について、関係自治体と協議が整ったものから順次実施しています。

〔具体的な支援内容〕

- ①通行障害木の伐採
- ②避難時の安全・円滑な通行を目的とした側溝へのふたの設置
- ③山間部の夜間避難における安全確保を目的とした、必要箇所への街路灯設置

3. 事業者間の支援、取り組み(1/6)

<原子力事業者間の支援体制>

- ◆ 原子力事業者は、万が一原子力災害が発生した場合に備えて**原子力事業者間協力協定**を締結しています。
- ◆ 災害収束活動で不足する放射線防護資機材等の物的な支援を実施するとともに、環境放射線モニタリングや周辺地域の汚染検査等への人的・物的な支援を実施します。
- ◆ 協定活動の範囲に定める協力事項については、原子力総合防災訓練等の機会を基本に自治体訓練への参加を通じて実効性を向上させていきます。

名称	原子力災害時における原子力事業者間協力協定				
目的	原子力災害の発生事業者に対して、協力要員の派遣、資機材の貸与等、必要な協力を円滑に実施するために締結				
発効日	2000年6月16日（原子力災害対策特別措置法施行日）				
締結者	原子力事業者12社 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃				
協力活動の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺地域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置を実施 				
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生事業者からの要請に基づき、予めその地点ごとに定めた幹事事業者が運営する支援本部を災害発生事業所近傍に設置し、各社と協力しながら応援活動を展開 				
主な実施項目	<ul style="list-style-type: none"> 環境放射線モニタリング、住民スクリーニング、除染作業等への協力要員の派遣（3,000人） 資機材の貸与 				
	GM管サーベイメータ (348台)	個人線量計 (900個)	全面マスク (900個)	タイベックスーツ (29,000着)	

3. 事業者間の支援、取り組み(2/6) <原子力事業者間の支援に係る訓練>

- ◆当社は、原子力事業者12社間の協力協定の取り組みとして、佐賀県・福岡県原子力防災訓練*において、避難住民に対する避難退域時検査支援を実施しました。(2019年11月30日)
 (11社計15名が参加) *長崎県原子力防災訓練においては、当社社員のみで支援を実施



佐賀県
 (歴史と文化の森公園隣接駐車場)

福岡県
 (アクション福岡/久山町勤労青少年ホーム)

3. 事業者間の支援、取り組み(3/6) <原子力事業者間の支援体制の拡充>

- ◆ 協定内容は、福島第一原子力発電所事故の対応実績等を踏まえ、随時充実化。
- ◆ 2014年10月から、災害発生時の広域住民避難への対応として、協力事項に「住民避難支援」を明記、避難退域時検査等に対応できるよう放射線測定要員等の派遣や資機材の提供を拡充。
- ◆ 2021年3月から、災害発生時の住民避難を円滑に実行するため、発災事業者だけではなく、他の原子力事業者からも最大限支援できるよう避難退域時検査のための要員を拡充。



3. 事業者間の支援、取り組み(4/6) <放射線防護資機材の提供>

- ◆ 原子力災害発生後の避難・一時移転における避難退域時検査等の活動において、**放射線防護資機材等が不足する場合は、原子力事業者間協力協定により、資機材を最大限提供します。**
- ◆ 更に不足する場合は、当社の非発災発電所から可能な範囲で確保し提供します。



GM管式サーベイメータ



タイベックスーツ

【原子力事業者間での支援資機材・数量】

品名	単位	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	原電	電発	原燃	合計
汚染密度測定用サーベイメータ	(台)	18	24	102	18	12	66	18	18	36	18	0	18	348
NaIシンチレーションサーベイメータ	(台)	1	2	3	1	1	3	1	1	2	2	0	1	18
電離箱サーベイメータ	(台)	1	2	3	1	1	3	1	1	2	2	0	1	18
ダストサンプラー	(台)	3	4	17	3	2	11	3	3	6	3	0	3	58
個人線量計 (ポケット線量計)	(個)	50	100	150	50	50	150	50	50	100	100	0	50	900
高線量対応防護服	(着)	10	20	30	10	10	30	10	10	20	20	0	10	180
全面マスク	(個)	50	100	150	50	50	150	50	50	100	100	0	50	900
タイベックスーツ	(着)	1,500	2,000	8,500	1,500	1,000	5,500	1,500	1,500	3,000	1,500	0	1,500	29,000
ゴム手袋	(双)	3,000	4,000	17,000	3,000	2,000	11,000	3,000	3,000	6,000	3,000	0	3,000	58,000

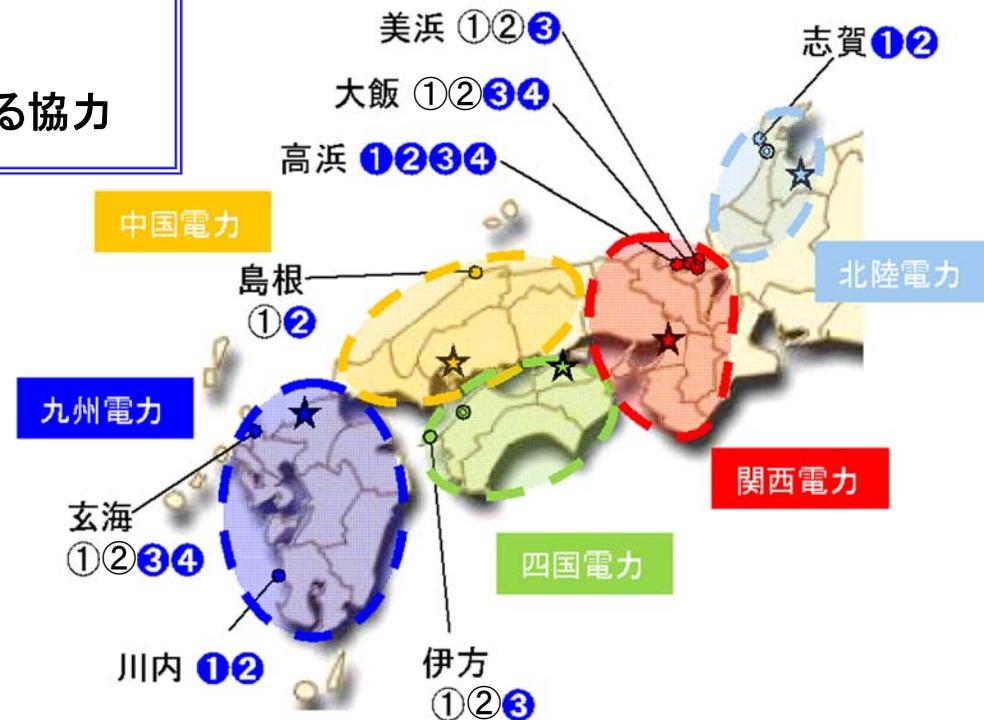
3. 事業者間の支援、取り組み(5/6) <西日本5社による相互協力体制の構築>

- ◆ 5社の地理的近接性を活かし、5社の原子力発電所において、万一、原子力災害が発生した場合の、原子力災害の拡大防止対策及び復旧対策をさらに充実させることを目的に、協力要員の派遣や資機材の提供など、追加協力を相互に行います。
- ◆ 加えて、廃止措置を安全かつ円滑に進めるための取り組みや、特定重大事故等対処施設設置にかかる対応等についても、5社で協力して進めます。

協力内容

- **原子力災害時における協力**
- 廃止措置実施における協力
- 特定重大事故等対処施設設置における協力

- ◆ **2016年4月22日**
 関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の4社による原子力事業における相互協力に係る協定を締結しました。
- ◆ **2016年8月5日**
 北陸電力が参加し、5社による相互協力協定を締結しました。
 (協力内容は4月22日から変更なし)



(注) 白抜き数字は、廃止措置計画が認可された号機を示す。

3. 事業者間の支援、取り組み(6/6) ＜西日本5社による相互協力の活動状況＞

◆ 西日本5社による相互協力の取り組みとして、各社の原子力防災訓練において、情報連携、要員派遣等を実施しています。

＜訓練実施状況＞

- 避難住民に対する避難退域時検査支援
- テレビ会議を活用した原子力部門トップ間の情報共有（CNO会議）、支援要請
⇒ 訓練を通じて得られた気付き事項、反省点を、今後各社で共有、議論するとともに、他社の訓練にも積極的に参加することで、緊急時の対応能力及び相互支援能力の更なる向上に努めてまいります。

【避難退域時検査訓練の状況】 2021年11月23日(石川県輪島市)



【CNO会議訓練の状況】

2021年1月29日に伊方原子力発電所、2021年12月22日に志賀原子力発電所における原子力防災訓練において、西日本5社の原子力部門トップによるCNO会議訓練を実施しました。

4. 原子力災害対策(オフサイト)活動に係る訓練(2/2) ＜自治体、実動省庁との連携＞

43

オフサイトセンターにおける訓練の状況



福祉車両による避難訓練の状況



5. 原子力災害対策(オフサイト)活動に係る充実・強化

44

- ◆ 国・自治体等が実施する原子力災害対策(オフサイト)活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の対策を実施しています。

国や自治体が主催する訓練への参加

当社は、国や自治体主催の訓練に参加し、原子力災害対策(オフサイト)活動の実効性を高めるとともに、訓練を通じて、国・自治体等との相互連携を図っています。



社員等への避難退域時検査教育の実施

当社は、避難退域時検査に必要となる要員について、原子力部門以外の社員等を対象とした教育を実施し、要員の確保に努めています。



6. まとめ(支援活動の更なる充実に向けて)

- ◆ 当社は、原子力事故が生じた場合、住民避難などの被災者支援活動や被災者の方々への賠償などに誠意をもって対応致します。
- ◆ さらに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、国・自治体の実施する対応に協力して対処に当たります。
- ◆ 原子力事業者間協力協定の内容充実等、原子力事業者間の連携強化について、検討してまいります。
- ◆ これらを肝に銘じ、今後も、地域原子力防災協議会等に積極的に参画し、原子力災害対策活動の更なる充実・向上に努めてまいります。